

変更後	変更前
<p>別記3</p> <p>第1条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(21)「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、以下に掲げるもの並びに国が策定するその他の不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していう。</p> <p>ア 文部科学省関係 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正。その後の改正を含む。)</p> <p>イ 厚生労働省関係 「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成27年1月16日 科発0116第1号 厚生科学課長決定) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年3月31日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)</p> <p>ウ 経済産業省関係 「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日 制定、平成27年1月15日 最終改正:経済産業省) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日 制定、平成27年1月15日 最終改正:経済産業省)</p>	<p>別記3</p> <p>第1条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(21)「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、以下に掲げるものを総称していう。</p> <p>ア 文部科学省関係 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正。その後の改正を含む。)</p> <p>イ 厚生労働省関係 「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成27年1月16日 科発0116第1号 厚生科学課長決定) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年3月31日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)</p> <p>ウ 経済産業省関係 「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日 制定、平成27年1月15日 最終改正:経済産業省) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日 制定、平成27年1月15日 最終改正:経済産業省)</p>
<p>第2条の3 乙は、本委託研究開発において、研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び研究開発代表者と研究項目を分担する者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者(以下両者を併せて「研究開発代表者及び分担者」という。)が国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないことを表明し保証する。</p> <p>2 乙は、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が研究開発代表者及び分担者に含まれている場合には、当該対象者について、本契約締結日前までに甲に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき甲の了解を得ていることを表明し保証する。</p>	<p>第2条の3 乙は、研究開発計画書において、研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者及び研究開発代表者と研究項目を分担し、かつ、分担した研究項目の遂行に必要な研究資金の配分を受け、これを使用することができる者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者(以下両者を併せて「研究開発代表者及び分担者」という。)が国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないことを表明し保証する。</p> <p>2 乙は、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が研究開発契約書における研究開発代表者及び分担者に含まれている場合には、当該対象者について、本契約締結日前までに甲に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき甲の了解を得ていることを表明し保証する。</p>

変更後	変更前
<p>第19条 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、乙に対して、委託研究開発費の使用の一時停止又は中止及び本委託研究開発の一時停止又は中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。 (1) 研究開発成果を出すことが困難と甲が合理的に判断した場合、その他研究運営上の重大な問題が発生した場合 (2) 乙が本契約に定めた義務に違反した場合(本項第4号に定める場合を含むがこれらに限られない。)又は本委託契約等(本契約を除く。)に違反した事実が明らかとなった場合</p>	<p>第19条 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、乙に対して、委託研究開発費の使用の一時停止又は中止及び本委託研究開発の一時停止又は中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。 (1) 研究開発成果を出すことが困難と甲が合理的に判断した場合、その他研究運営上の重大な問題が発生した場合 (2) 乙が本契約に定めた義務に違反した場合(本項第4号に定める場合を含むがこれらに限られない。)及び本委託契約等(本契約を除く。)に違反した事実が明らかとなった場合</p>
<p>第22条 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、乙に対し甲の不正行為等対応規則及び甲の指示に従って調査することを要請することができるものとし、乙はその調査結果を文書で甲に報告する。また、甲は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、乙は甲による調査に協力する。乙は、本委託研究開発において国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、速やかに甲に報告し、甲と協議して必要な対応を行うものとする。</p>	<p>第22条 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、乙に対し甲の不正行為等対応規則及び甲の指示に従って調査することを要請することができるものとし、乙はその調査結果を文書で甲に報告する。また、甲は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、乙は甲による調査に協力する。乙は、本委託研究開発において不正行為等についての国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、速やかに甲に報告し、甲と協議して必要な対応を行うものとする。</p>
<p>第24条 (1)独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の4の規定に基づき定められた甲の中期目標の期間終了時における事業評価において、国が甲の事業について、予算の停止若しくは縮減又は事業の廃止若しくは縮小等の判断をした場合</p>	<p>第24条 (1)独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定に基づき定められた甲の中期目標の期間終了時における事業評価において、国が甲の事業について、予算の停止若しくは縮減又は事業の廃止若しくは縮小等の判断をした場合</p>